

内部統制システム構築の基本方針

当社は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の内部統制システム構築に関する基本方針を以下の通り定め、その整備に努める。

- I. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は、当社グループの役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループに共通に適用されるコンプライアンスポリシーを定め、全ての役員及び使用人に周知徹底するものとする。また、当社は、当該ポリシーに基づいて、コンプライアンスマニュアルを定めるとともに、当社子会社にも同様に定めさせるものとする。
 - 当社は、当社の代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置する。当社の内部統制委員会は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況及び課題を把握・管理し、当社の取締役会に報告する。
 - 当社は、内部統制委員会のもとにコンプライアンス部会、リスクマネジメント部会を設置する。
 - 当社の取締役会は、内部統制担当役員を任命し、同役員を部会長とするコンプライアンス部会は、コンプライアンス推進計画を策定し、法令遵守などの企業倫理に関する取り組みを統括する。
 - 当社の監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め当社グループの取締役の職務執行を監査する。
 - 当社の経営監理室は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況に関する社内監査を実施する。
 - 当社は、反社会的勢力との関係を遮断することをコンプライアンスポリシーに規定するとともに、当社グループ内の体制を整備・徹底する。

- II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 当社は、当社の取締役会の議事録、当社の経営会議への付議書、その他当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程の定めるところにより、適切に保存・管理する。

- III. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社は、当社グループにおけるリスク発生時の会社の体制及び対応については、当社グループに共通に適用される危機対策規程にそれを定め、会社資産の保全及び事業運営上の不利益の極小化に努める。
 - 当社のリスクマネジメント部会は、内部統制担当役員を部会長とする当社グループ全体のリスクを統括・管理する。

- IV. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、取締役による経営戦略立案及び経営監督機能と執行役員による執行機能を分離する。
 - 当社は、組織規程による組織機構・業務分掌・個別権限の策定及び状況に合わせた見直しを実施する。

- 当社は、当社の執行役員で構成する経営会議を設置する。
 - 当社は、当社の取締役会により経営計画を策定し、当社の経営会議により同計画に基づく事業部門の事業計画の策定、月次業績管理及び四半期P D C Aを実施する。
- V. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、当社グループ全体の業務の整合性確保と子会社の取締役等による効率的な職務遂行を図るため、関係会社管理規程を制定する。
 - 当社は、子会社に対して、業務執行状況等に関する定期報告を義務付けるとともに、子会社の事業状況の把握及び事業運営に係るリスクの抽出を行い、改善策・管理体制構築について指導・支援する。
 - 当社のコンプライアンス部会が子会社の法令遵守などの企業倫理に関する取り組みを統括する。
 - 子会社に関する重要な意思決定については、当社の経営会議で審議・決議する。
 - 当社の経営監理室がグループ各社の事業活動全般に関する社内監査を実施する。
- VI. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当社の監査等委員会の同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、当社の監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置する。
 - 当社の監査等委員会は、監査等委員会事務局の職員に監査等の業務に必要な事項を命ずることが出来るものとし、その職員は、当社の監査等委員会から命じられた事項に関して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない旨を業務分掌に規定する。
- VII. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項及び当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）と当社の監査等委員会との別途協議により定めた事項について速やかに報告する。
 - 全社的に重要な影響を及ぼす事項は、子会社の取締役、監査役及び使用人からも、当社の監査等委員会に対して、速やかに報告されるものとする。
 - 当社は、当社の監査等委員会に報告したことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を全ての取締役及び使用人に周知徹底する。
 - 当社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報規程を制定し、子会社を含む全ての使用人に適用する。また、通報者保護のため、匿名性の保持及び報復行為の禁止を規定する。
- VIII. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、当社の監査等委員の職務遂行にあたり必要と認められる費用を負担する。
 - 当社は、当社の代表取締役と監査等委員会との定期的な意見交換会を設ける。

IX. 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、当社の経営監理室において、その有効性を継続的に評価し、必要な是正を行う。

(改正実施の記録)

制定 2024年10月 1日